

東北地方整備局からの情報提供

1. 緊急自然災害防止対策事業債
2. 緊急防災・減災事業債
・危機管理型水位計の整備に活用可能
3. 「水災害意識社会」の再構築に向けた
緊急行動計画の改定

令和元年 6 月

東北地方整備局

1 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される地方単独事業

(1) 対象施設

治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

(2) 具体的な対象事業

- ・ 国庫補助事業の要件を充たさない事業を対象とする。

※ 国庫補助要件を充たす事業は、国庫補助事業が不採択となった場合でも対象としない。

2 緊急自然災害防止対策事業計画

本計画については、対象施設の区分ごとに分類した上で、個別の事業ごとに作成する。

(1) 記載事項

① 事業の概要（内容、期間、事業費、財源内訳）

② 事業の必要性、緊急性

以下の（i）～（iii）等を踏まえた事業の必要性・緊急性（優先度）を記載。

（i）事業の対象となる地域の危険性

- ・ 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域の危険性について記載。

※ 事業の対象となる地域には、地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域も含む。

2 緊急自然災害防止対策事業計画（続き）

（ii）事業の対象となる施設に係る防災・減災面での点検結果

- ・ 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合、当該点検の結果を記載。

（iii）事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

- ・ 個別施設計画（同種・類似の計画を含む）が未策定の場合には、今後の策定見込みについて記載。

（2）手続

- ・ 各地方公共団体が当該施設を所管する省庁に対し、計画を提出。
- ・ 関係省庁の確認を経た後、当該地方公共団体は、総務省に対し、起債の届出・協議に併せ、当該計画を提出。
※市町村は都道府県を経由して行う。

3 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

4 財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

事務連絡
平成31年4月1日

各都道府県河川関係所管課 }
各都道府県財政担当課 } 御中
各都道府県市区町村担当課 }
各指定都市河川関係所管課 }
各指定都市財政担当課 }

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

平成31年度地方債同意等基準（平成31年総務省告示第173号）等に定めるとおり、地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害の発生予防・拡大防止に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業債を創設したところです。

本事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地

方単独事業（国庫補助事業の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助事業の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

- 国庫補助事業の要件を満たさない総事業費の一級河川、二級河川又は準用河川に係る河川改修

（例）

- ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修
- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修

- 普通河川に係る河川改修

- 国庫補助事業の要件を満たさない容量の雨水貯留浸透施設の整備

（例）

- ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業での対象工事とならない 500 m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備 等

イ ダムに関する事業

総事業費が概ね 4 億円未満のダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等

（3）財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

（4）事業期間

平成 31 年度及び平成 32 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

（1）施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（河川に係る事業分）を、国土交通省に提出する。

（2）国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。

（3）国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。

（4）施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。

（5）市町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関する事>

(河川に係る事業(ダム事業を除く))

国土交通省水管理・国土保全局治水課

課長補佐 大吉、流域水害対策係長 秋田

TEL:03-5253-8455(内線 35583)

(ダム事業)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室

課長補佐 山本、ダム管理係長 鶴岡

TEL:03-5253-8449(内線 35492、35494)

<事業債の制度に関する事>

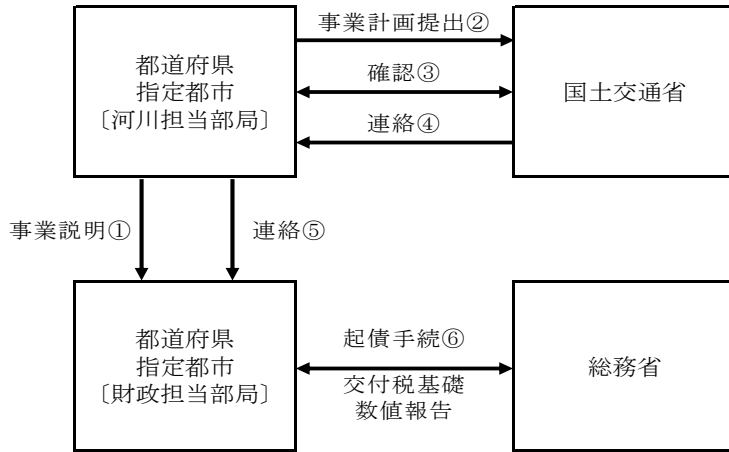
総務省自治財政局地方債課 植村、川島

TEL:03-5253-5629(直通)

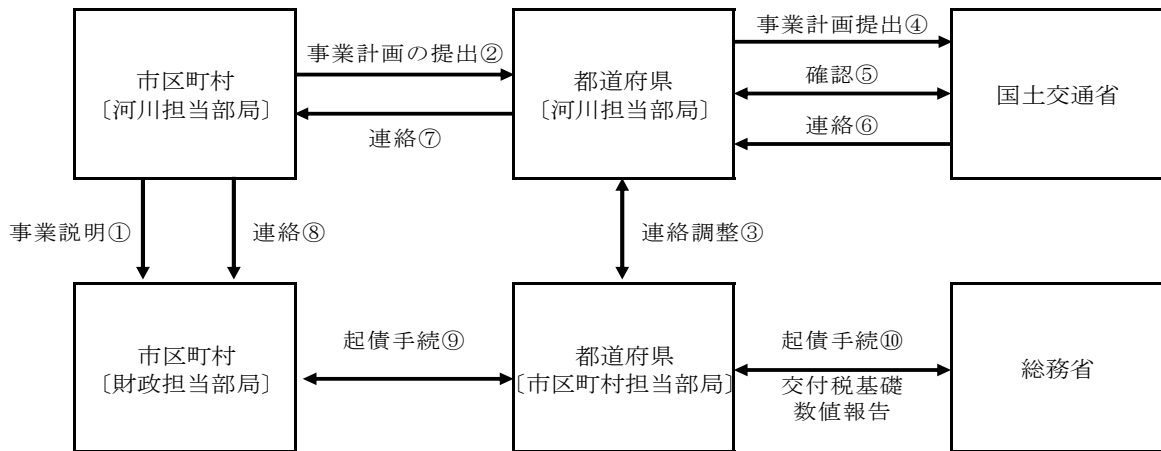
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における河川に係る事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



年度 緊急自然災害防止対策事業計画

都道府県名：●●県

市町村（組合）名：〇〇市

担当課室名：▲▲課

連絡先：●●●-●●●-●●●●

事業名	●●川河川改修事業	対象施設の区分	河川		
事業の内容 (施工場所(所在地))	〇〇市が管理する●●川に係る河道掘削、排水機場の整備を行うもの。 (〇〇市●●地区)				
実施期間	2019年11月～2021年3月				
財源 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源	その他特定財源
	2019年度	150,000	150,000	0	0
	2020年度	200,000	200,000	0	0
	計	350,000	350,000	0	0
事業の必要性、 緊急性	<p>・市内を流れる●●川は、過去にも台風による大雨等に際し、幾度となく堤防決壊等による氾濫を繰り返してきており（例：昭和50年、平成6年）、●●川よりも低位にある●●地区等が浸水し、同地区等の多数の家屋に浸水被害が生じるとともに、学校等をはじめとした公共施設にも大きな浸水被害が生じてきた。</p> <p>・平成30年度に、市が所有・管理する河川管理施設について、市独自の一斉点検を行った結果、今後想定される大雨等が発生した際、現在の河道や排水機場の状態では、過去に生じたような浸水被害が再び発生する可能性があることが判明したところ。</p> <p>・今回整備する河川管理施設については、個別施設計画は未策定であり、平成31年度中に策定予定だが、上記の状況から、緊急に河道掘削と排水機場の追加整備を実施する必要がある。</p>				

<参考> 国庫補助対象とならない理由

防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修事業であるため。

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業(6を除く)】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設(地域防災センター等) ○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段 ○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設 ○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備 ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画に、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 <p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○<u>消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備</u>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化 ○<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</u> ○高機能消防指令センター(消防救急無線のデジタル化に伴うもの) ○<u>防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</u> ○災害時オペレーションシステム 	<p>(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象 <p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業</p>

水位計

(※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

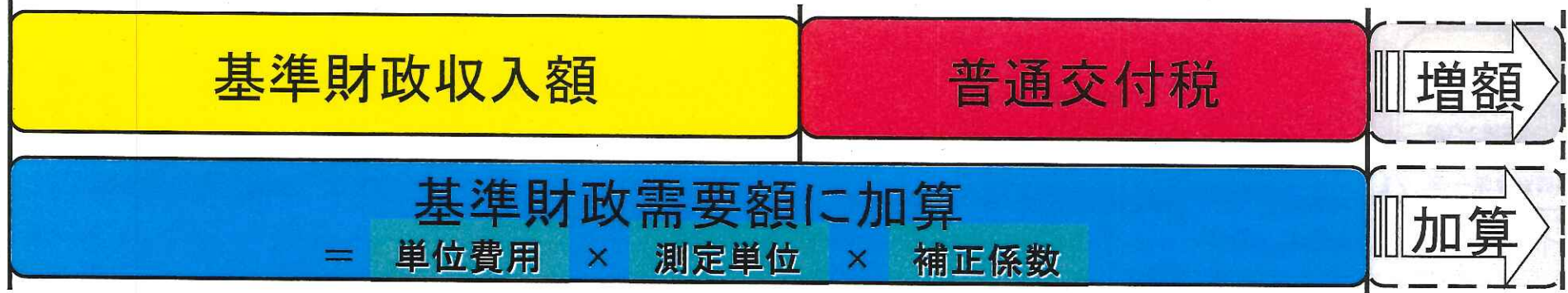
平成29年度から平成32年度

地方債における地方交付税措置の仕組み②

- 特定の地方債においては、元利償還金(元金及び利息)の一定割合を、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入する措置(地方交付税措置)が講じられています。

地方交付税措置の仕組み

普通交付税の基準財政需要額に、当該地方債の元利償還金の一定割合が加算されることにより、普通交付税額の額が増額されます。



主な事業と地方交付税措置率等

事業名	充当率	地方交付税措置率
緊急防災・減災事業	100%	70%
防災対策事業	75% (※1)	30% (※1)
公共施設等適正管理推進事業	90% (※2)	30%等
施設整備事業(一般財源化分)	1/3等(従前の補助金額の100%)	70%
過疎対策事業	100%	70%
辺地対策事業	100%	80%

※1 デジタル化関連事業等：充当率90%、地方交付税措置率50%
 ※2 市町村役場機能緊急保全事業：地方交付税措置対象分75%

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等